

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 1 5 9 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 3 年 2 月 26 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の対象  
長寿介護課

第 2 監査の期間  
令和 2 年 10 月 14 日（水）、15 日（木）、16 日（金）

第 3 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

2 監査の対象とした事項

主に平成 30 年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。

(3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

(4) 契約の方法及び内容は適正か。

### 3 庶務関係事務

(1) 公印の管理状況

(2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

(3) 文書の処理、整理保存状況

### 4 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

## 第5 監査の結果

主に監査の対象とした平成30年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

### 【指摘事項】

#### 1 契約事務について

予定価格が、平戸市契約規則第23条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合でも、予定価格調書を作成することになっているが、作成されていない事例（50万円を超える委託契約）が見られたので、同規則に基づき適正な事務執行に努められたい。

### 【指導事項】

#### 1 関係例規の整備について

下記の例規については、条文と様式間における字句の相違や誤字等が見られたので、適正な例規整備に努められたい。

- ・平戸市高齢者地域ふれあい事業補助金交付要綱
- ・平戸市高齢者いきいきおでかけ支援事業実施要綱
- ・平戸市在宅寝たきり高齢者等介護見舞金支給要綱
- ・平戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則

### 【意見】

#### 1 平戸市高齢者地域ふれあい事業について

本事業では、「平戸市いきいきサロンの手引き」において補助対象経費から備品購入費等を除外しているが、補助金として除外費目があるのであれば同事業補助金交付要綱において補助対象経費を明記することが望ましい。

また、ラジカセやDVDの代金が備品購入費として対象経費から除外されているが、団体の運営及び活動目的に沿った使途範囲に限り、対象経費として認めることで事業推進に寄与すると思われる。

## 2 「食」の自立支援事業について

本事業は、平戸地区、田平地区及び大島地区においては平戸市社会福祉協議会に、生月地区においては生月福祉会に、令和元年度から大島地区を除いて1食1,000円（利用者400円、市600円負担）で委託しているが、受託者にとっては収支が合っておらず欠損金が生じている。大島地区においては、総価契約（精算方式）のため欠損金は生じていない。配食エリア、配食回数など条件に応じた適正な価格設定に向けて十分な協議を進められたい。

また、令和元年度の配食数は5,373食で、平成27年度の32,876食と比較すると83.6%の減少、前年度の7,769食と比較しても30.8%の減少となっている。利用者数の減少及び事業の有意性を検証するとともに、近年、民間事業者も参入しており、こうした民間事業者の活用ができないか検討されたい。

## 3 時間外命令と在庁時間について

令和元年度の出退勤表による勤務時間後の在庁時間について、休職期間のあった職員を除いた高齢者支援班員で年間平均約440時間（うち時間外勤務命令時間43時間）、また保健師だけでは年間平均約635時間（うち時間外勤務命令時間51時間）となっていた。

1人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦の世帯が増加しており、相談内容も多様化、複雑化して困難事例が多くなっていることから長時間の対応を余儀なくされている。また、成年後見制度利用相談など外部の専門家と多くの協議を要する業務も増えている。

人員編成や継続的な業務見直しを進め、労務環境を整えるとともに時間外勤務命令の適切な対応に努められたい。

## 4 高齢者支援班内にある老人クラブ連合会事務局について

老人クラブ連合会事務局は、高齢者支援部署内に配置され、市の備品である机やパソコン等を貸与し、プリンターを使用させるために庁内ネットワークへアクセスが可能な状態となっている。

また、外部団体の事務局であるため、その従事者に対する監督権限はなく、個人情報も多く扱う部署であることから、平戸市個人情報保護条例第9条第1項第2号に定める「個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止」するため十分な措置を講じられたい。

## 第6 むすび

平成30年度から始まった高齢者いきいきおでかけ支援事業は、平成30年度に対

象者の59.6%、令和元年度に62.4%が申請し、それぞれ交付額の68.1%と69.9%の利用があったところである。利用交通機関ではバス、タクシーの利用者が多く、令和元年度に実施したアンケート結果を受けて、令和2年度には、利用者の希望を取り入れ、1回の使用につき500円の制限を1,000円に変更し、利用対象を交通機関ばかりでなく、市内の温泉施設等を利用できるようにしたことで利便性が高まっている。一方、申請しなかった人の中には、おでかけ支援事業を知らなかった高齢者も一定数いたことから、さらなる事業の周知を図りたい。

高齢者見守りネットワーク事業について、令和2年度に見守り協力機関登録事業所が17か所、見守りサポーターが12人登録されており、過去には登録事業所からの通報で救助された事例もあり、改めて事業の有用性が確認されている。一方、見守り活動は高齢者に限らず子ども等についても地域住民の協力、連携が必要である。自治区の取り組みに加え、各地域のまちづくり運営協議会での高齢者見守り活動も活発化しており、本事業と地域の見守り活動が連携することで活動の幅が広がり、地域との意見交流などを通して活動内容を深めることができると思われる。

介護支援ボランティアポイント事業については、登録して介護事業所や各地域のいきいきサロン等に参加する高齢者の世話をを行う通所型ボランティア活動に従事した人に、ポイントを付与して活動を活発化していくものである。現在、受入団体等として市内の77団体と22事業所が登録しており、令和元年度末の登録者数は523名で毎年増加傾向にある。また、令和2年度からモデル事業として訪問型ボランティア活動が行われており、配食サービスや見守り活動などへの波及効果も期待するところである。

<参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの</li> <li>・予算を目的外に支出していると認められるもの</li> <li>・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの</li> <li>・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの</li> <li>・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの</li> </ul>
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの